

\\ 企業・団体の皆様 \\

繁忙期に
人手がほしい
なあ…。

簡単な作業
なんだけど…。

社員の負担を
減らせないか…。

そんなお悩みに、

シルバー派遣を 活用しませんか！



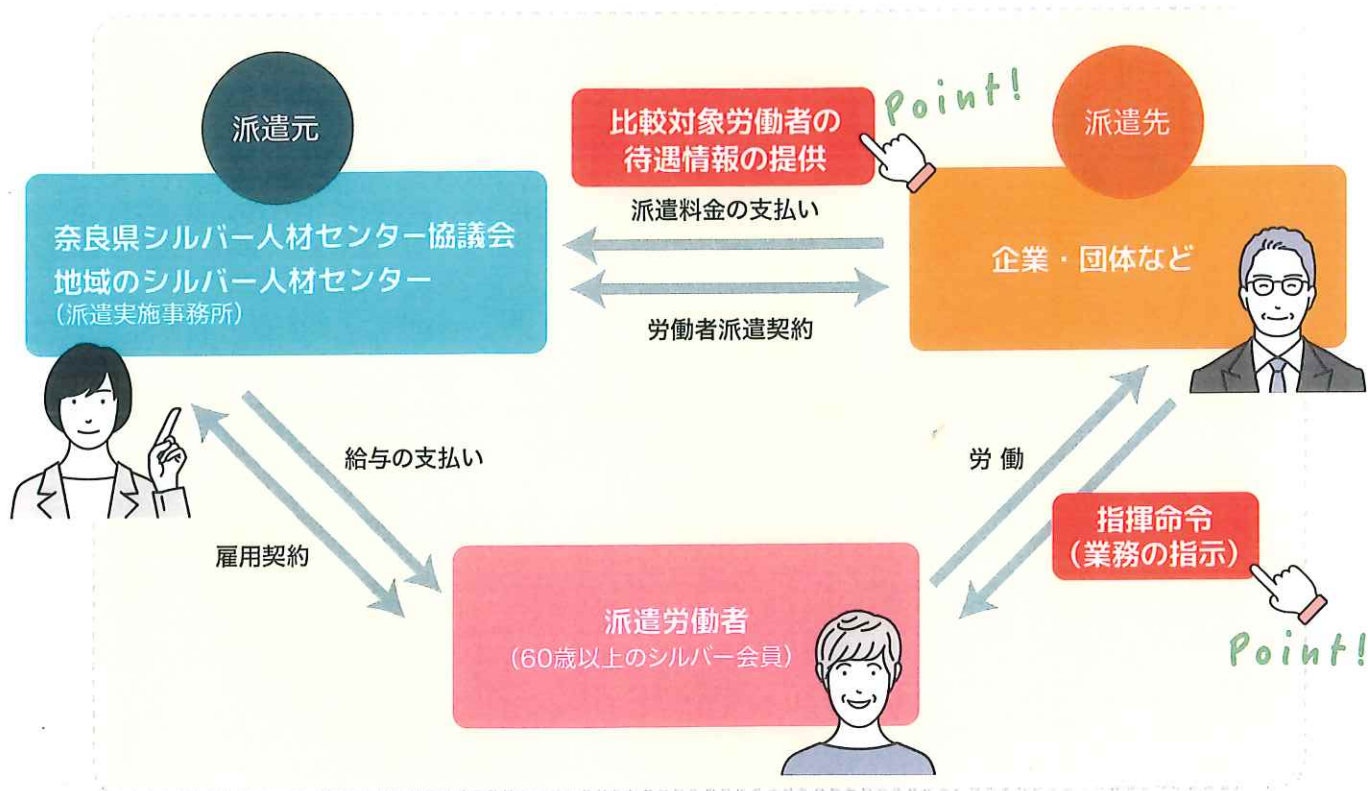
シルバー人材センターは労働者派遣事業を実施しています

公益社団法人 奈良県シルバー人材センター協議会

シルバー派遣とは

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、奈良県シルバー人材センター協議会が、地域のシルバー人材センター（派遣実施事務所）を通じて実施する労働者派遣のことです。

シルバー派遣のしくみ



◎労働者派遣契約の契約当事者は、奈良県シルバー人材センター協議会です。

◎県内シルバー人材センターが派遣実施事務所となり、シルバー派遣を実施します。

◎奈良県シルバー人材センター協議会は、県内シルバー人材センターの会員と雇用契約を結び、企業・団体などへ派遣します。

◎シルバー派遣は、派遣労働者が派遣先から指揮命令（業務の指示）を受けて就業するシステムです。

◎派遣期間には制限がありますが、60歳以上の派遣労働者は、期間制限の対象外となります。

シルバー派遣の働き方

派遣労働者1人当たりの就業は、「臨時的・短期的な業務（おおむね月10日程度以内）」又は「軽易な業務（週20時間未満）」の範囲となります。
現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の派遣労働者が時間や日にちで分担して働くローテーション就業が基本となります。



「シルバー派遣」と「請負・委任」の違い

シルバー人材センターが仕事を受注する形態には、請負・委任、労働者派遣、職業紹介の3種類があります。ここでは、請負・委任と労働者派遣の違いについて、説明します。

項目	シルバー派遣 (労働者派遣)	請負・委任
発注者との契約当事者	奈良県シルバー人材センター協議会	地域のシルバー人材センター
雇用関係の有無	奈良県シルバー人材センター協議会と派遣労働者に雇用関係あり	地域のシルバー人材センターとシルバー会員に雇用関係なし
発注者の指揮命令 (業務の指示)	発注者が派遣労働者に指揮命令(業務の指示)する	発注者はシルバー会員に指揮命令(業務の指示)できない
事故時に適用される保険	労災保険	団体傷害・賠償責任保険
雇用保険・社会保険	派遣労働者に適用なし*	シルバー会員に適用なし

*加入要件を満たさないため、適用はありません。



比較対象労働者の待遇情報の提供

令和2年4月1日、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されました。これに伴い、派遣元は、「派遣先均等・均衡方式」又は「労使協定方式」のいずれかの方式により、派遣労働者の公正な待遇を確保することが義務化されています。

奈良県シルバー人材センター協議会は、「**派遣先均等・均衡方式**」を選択しています。

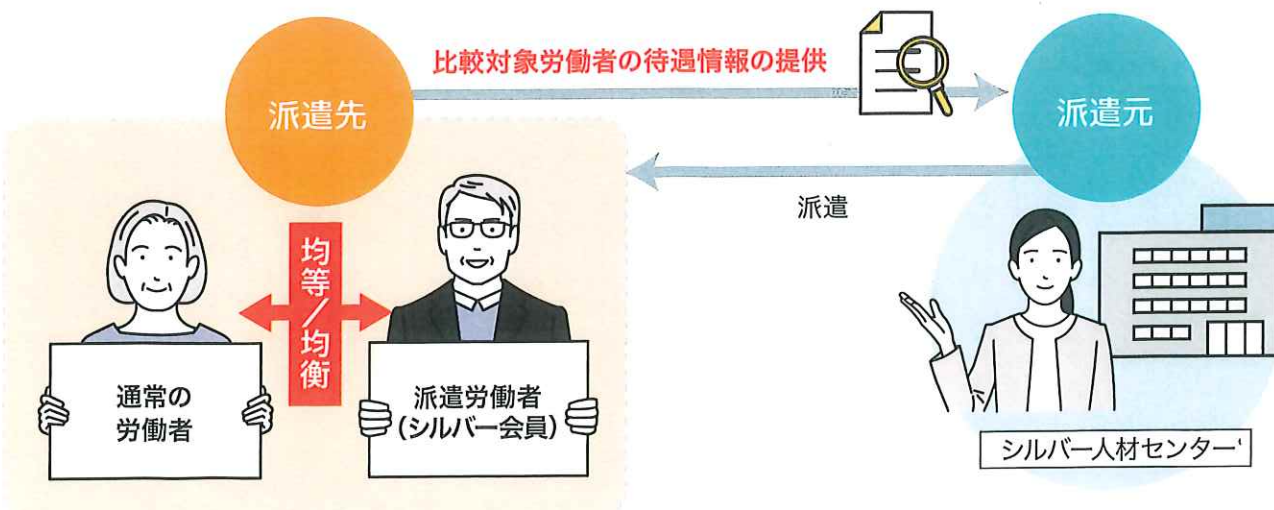
労働者派遣契約を締結する場合は、事前に、比較対象労働者(派遣先の通常の労働者)の待遇情報の提供が必要となります(派遣先から派遣元へ)。

比較対象労働者(派遣先の通常の労働者)の待遇情報とは、職務の内容、基本給、賞与、手当、福利厚生などです。詳しい内容は、情報提供の様式をご確認ください。

- ・派遣元へ情報提供をせずに、労働者派遣契約を締結することはできません。
- ・労働者派遣契約の更新時にも、情報提供が必要となります。

[派遣先均等・均衡方式]のしくみ

派遣労働者と派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇



「業務の内容」が同じ通常の労働者の場合の記入例

比較対象労働者の 待遇情報の提供(様式例)

公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会 御中

(派遣先)

△△サービス株式会社

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

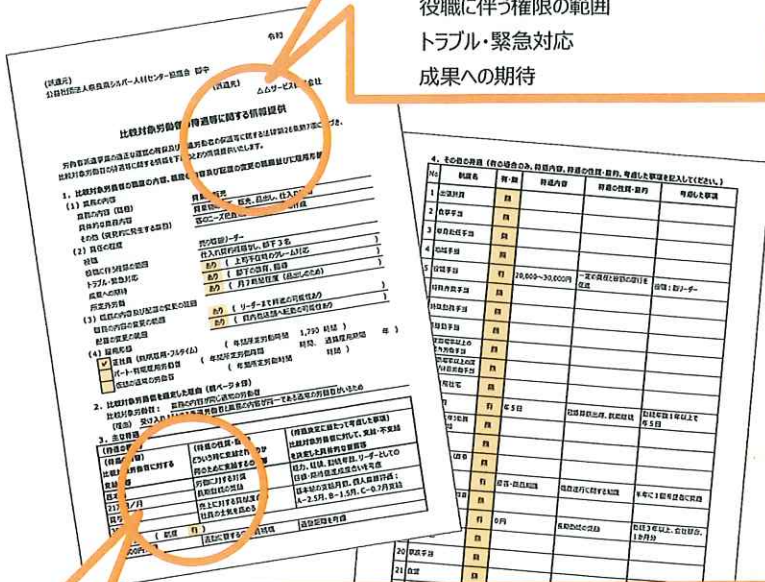
(1) 業務の内容

業務の内容(職種)	青果物販売
具体的な業務内容	青果物の加工、販売、品出し、仕入れ補助
その他(突発的に発生する業務)	客のニーズ把握による仕入れリストの作成

(2) 責任の程度

役職	売り場副リーダー
役職に伴う権限の範囲	仕入れ契約権限なし、部下3名
トラブル・緊急対応	あり (上司不在時のクレーム対応)
成果への期待	あり (部下の教育、指導)

【表面見本】



比較対象労働者(派遣先の通常の労働者)の、職務の内容、基本給、賞与、手当、福利厚生などを記入します。



【裏面見本】

2. 比較対象労働者を選定した理由(前ページ★印)

比較対象労働者： 業務の内容が同じ通常の労働者

(理由) 受け入れようとする派遣労働者と業務の内容が同一である通常の労働者がいるため

3. 主な待遇

(待遇の種類)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)
比較対象労働者に対する支給額等	どういつ時に支給されるのか 何のために支給するのか等	比較対象労働者に対して、支給・不支給を決定した具体的な要因等
基本給 21万円/月	労働に対する対償 長期勤続の奨励	能力、経験、勤続年数、リーダーとしての目標・期待値達成度合いを考慮
賞与 30万円	売上に対する貢献度合い 社員の士気を高める	基本給の支給月数。個人業績評価： A-2.5月、B-1.5月、C-0.7月支給
通勤手当：(制度 有)		
10,000円/月	通勤に要する交通費補填	通勤距離を考慮

※パート・有期雇用労働者が、比較対象労働者となることもあります。



シルバー派遣の就業例

就業日数・就業時間

必要な時に、必要な時間だけ。



※上記の例のほかにも、さまざまな就業形態があります。



シルバー派遣のメリット

労働力が不足する時期・期間、
時間の人材確保ができます。

人材募集に係る手間や経費
を削減できます。

給与支払いなどの手間や
経費を削減できます。



派遣料金

派遣料金 = 派遣労働者の賃金 + 派遣手数料 + 消費税 + 交通費(支給する場合)



事前面接の禁止

労働者派遣を開始する前に、**派遣先が面接を行うこと、履歴書を送付させること**など、派遣労働者を特定する行為は、法令により禁止されています。

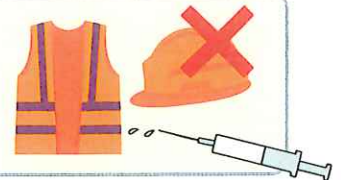


派遣できない仕事

・高齢者にとって危険・
有害な仕事



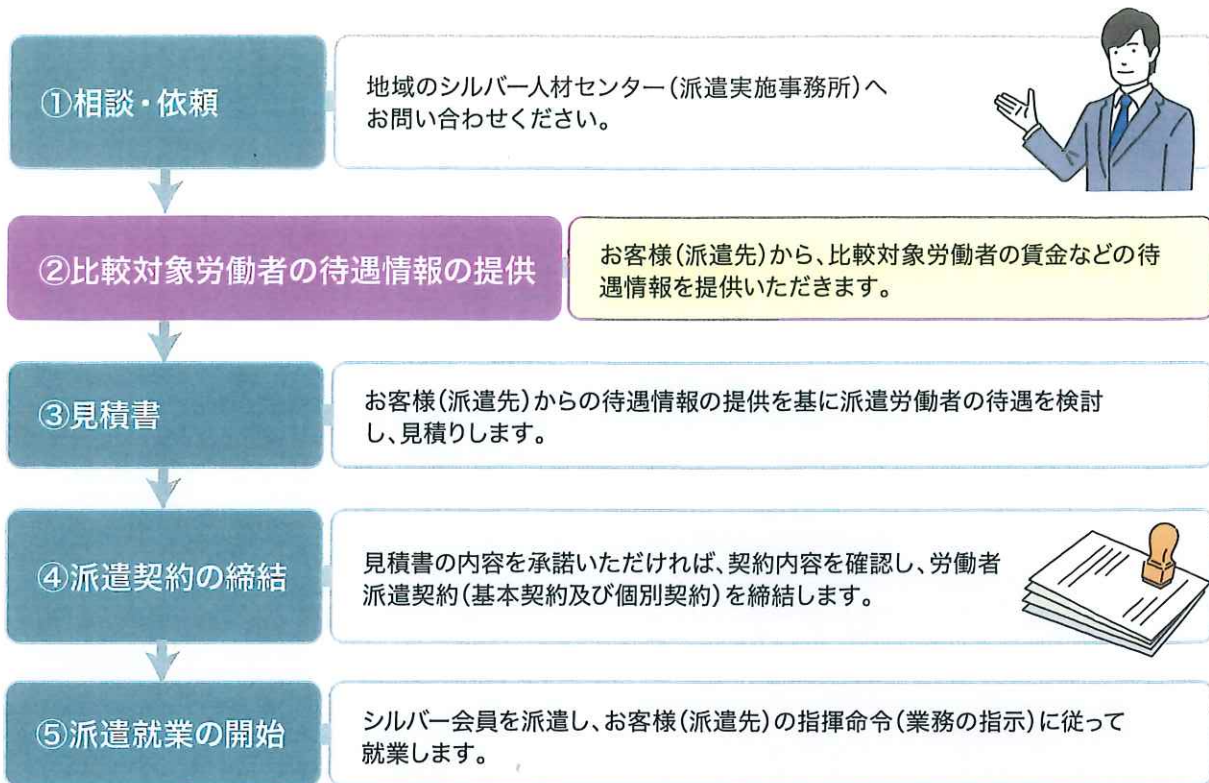
・建設業務、警備業務、
病院等における医療
関連業務



ご留意いただきたいこと

- ・対応できる会員がない場合、派遣できないことがあります。
- ・労働時間・休憩時間の管理、労災防止措置など、派遣先には、労働関係法令に基づく責務の一部が課せられています。
- ・派遣先は、**派遣先管理台帳を作成し保存**することが必要です。
- ・労働者派遣では、派遣労働者が派遣先から指揮命令(業務の指示)を受けて業務に従事していることから、派遣労働者の故意又は重大な過失により派遣先に損害を与えた場合に、派遣元が法律上の賠償責任を負うこととなります(契約書をご確認ください)。

シルバー派遣を活用するときの流れ



※流れは、地域のシルバー人材センター(派遣実施事務所)により、異なることがあります。

派遣実施事務所

シルバー派遣のお問い合わせ・お申し込みは、地域のシルバー人材センターへ

センター	TEL	センター	TEL
奈良市	0742-50-4004	上牧町	0745-79-2656
大和高田市	0745-52-0115	王寺町	0745-72-1018
大和郡山市	0743-52-8300	香芝市	0745-79-6601
天理市	0743-62-7050	桜井市	0744-42-1204
生駒市	0743-71-3300	河合町	0745-58-3515
斑鳩町	0745-75-0884	御所市	0745-63-2119
広陵町	0745-55-8265	葛城市	0745-48-5003
宇陀市	0745-82-8200	三郷町	0745-34-2008
磯城郡	0744-34-2054	大淀町	0747-54-5522
橿原市	0744-26-2560	平群町	0745-45-1666
五條市	0747-22-5541	吉野町	0746-32-3800

このリーフレットは、シルバー派遣の概要について説明したものです。



公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会

〒635-0015 奈良県大和高田市幸町2番33号 奈良県産業会館2階

TEL 0745-24-6880 FAX 0745-24-7880

URL <https://naraken-sjc.or.jp/>

